障害基礎年金等を受給しているひとり親のご家庭の皆さまへ

令和３年３月分（令和３年５月支払い）から児童扶養手当の手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

１．児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

▶これまで、障害基礎年金等(※1)を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和３年３月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

(※1) 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など

▶なお、障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している方（障害基礎年金等は受給していない方）(※2)は、今回の改正後も、調整する公的年金等の範囲に変更はないので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

(※2) 遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金（３級）のみを受給している方。

２．支給制限に関する所得の算定が変わります

▶児童扶養手当制度には、受給資格者(母子家庭の母など)と受給資格者と生計を同じくする民法上の扶養義務者(子どもの祖父母など)などについて、それぞれ前年の所得に応じて支給を制限する取り扱い(※3)があります。

(※3) 支給制限の額は、扶養親族の数などによって異なります。

▶令和３年３月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等(※4)が含まれます。

(※4) 障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など。

児童扶養手当の月額（令和２年４月～）

◆子どもが１人の場合
全部支給：43,160円
一部支給：43,150円～10,180円(※5)

◆子ども２人目の加算額
全部支給：10,190円
一部支給：10,180円～ 5,100円(※5)

◆子ども3人目以降の加算額（１人につき）
全部支給：6,110円
一部支給：6,100円～ 3,060円(※5)

(※5)所得に応じて決定されます。

なお、「子ども」とは１８歳に達する日以後、最初の３月３１日（18歳の年度末）までをいいます。また、心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当２級と同じ程度以上の障害）がある場合は、２０歳未満まで手当が受けられます。

手当を受給するための手続き

◆既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、原則、申請は不要です。
◆それ以外の方は、児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。なお、令和３年３月１日より前であっても事前申請は可能です。

支給開始月

◆通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和３年３月１日に支給要件を満たしている方は、令和３年６月30日までに申請すれば、令和３年３月分の手当から受給できます。
◆令和３年３月分と４月分の手当は、令和３年５月に支払われます。

申込み・問い合わせ／　子育て支援課子育て応援係　☎８８０－６５６２

ファミサポ第６弾

つまみ細工で つるし飾りをつくろう♪

日時／令和3年2月10日㈬10：00～11：30　場所／なんこくファミリーサポートセンター
参加費／無料　　定員／5組　※生後6か月～未就園のお子さんとご一緒に参加ください。

ファミリーサポートセンターは、会員制の有償ボランティア組織です。既に登録されているファミサポ会員さんのご参加も歓迎です。子育てをお手伝いくださる援助会員さんとお話ししたり、心なごむ手作りの作品を一緒につくって、ファミサポの輪をひろげましょう。

申込み&問い合わせは　**なんこくファミリーサポートセンター**　9時～17時
日・月・祝休み（月曜が祝日の場合は翌火曜日も休み）　☎802-5665

ご注意ください！

「なんこくプレミアム商品券」の購入期限が近づいています！

なんこくプレミアム商品券は、南国市内で利用できる商品券で１冊５，０００円分を２，５００円で購入できます（一人３冊まで）。購入期限は以下のとおりになっていますので、早めにご購入ください。

購入期限：令和３年２月２８日（日）まで

（郵便局では２月２６日（金）まで）

なんこくプレミアム商品券購入引換券入り封筒の郵便局での保管期限を経過したものは、商工観光課にて保管しております。お心当たりのある方は令和3年2月26日までに商工観光課へご連絡ください。

※なんこくプレミアム商品券の使用期限は、令和3年3月31日までです。

※商品券についての詳細は、広報なんこくの令和２年１０月号をご覧いただくか、下記まで問い合わせください。

■問い合わせ／商工観光課　☎８８０－６５６０

こころ　ふれあい　つながって　112　人権学習シリーズ

国際人種差別撤廃デーを前に思う

２０２０年８月31日～９月13日に行われたテニスの全米オープン女子シングルスで、大坂なおみ選手が２年ぶりの優勝を果たしました。大坂選手は、一回戦から入退場の際などに、過去に白人警官などに殺害された黒人の名前が書かれたマスクを着用。決勝戦のマスクには、２０１４年にオハイオ州で警官に射殺された少年（当時12歳）の名前がありました。

表彰式のインタビューで、マスクに込めたメッセージを聞かれ「あなたが受け取ったメッセージは何でしたか？重要なのは、人々が議論をはじめること」と、人種差別について、全世界へ問題提起を行いました。

人の価値は、生まれた場所や文化、肌の色などで決まるものではありません。日本は島国であるということもあり、多様性の限られた環境下にいることで『人種』について身近に感じることが難しいかもしれません。しかし、日本でも『アイヌの民族問題』『外国人の人権問題』など、人種に対しての差別が存在しています。それは、『同和問題』など過去の歴史の中で作り出されたものも含まれていて、差別の意識は根強く残っています。

たとえ一部の人が差別を訴えたとしても、一人ひとりが自分自身のこととして考えていかなければ、撤廃していくことはできません。次世代へ差別を残さないために、私たち大人が正しく学び、知ることが何より大切ではないかと思います。

毎年3月21日は、南アフリカのシャープビルで、人種隔離政策（アパルトヘイト）に反対するデモ行進に対して、警官隊が発砲し、69人が死亡した事件をきっかけに、１９６６年に国連総会で制定された『国際人種差別撤廃デー』です。

＊このシリーズはあなたとあなたの周りにいる人の間に温かなつながりが生まれることを願い、人権について考えるきっかけになることを目的としています。

■問い合わせ
人権啓発広報委員会
☎８８０・６５６９

市民からのお便り　あけましておめでとうございます。今年は次男20才。来年は成人式あるといいな！